2021 年 8 月 18 日

「なごやめし支店取引規定」の改定について

平素は中京銀行をご利用いただき、誠にありがとうございます。2021 年 8 月 31 日から、「なごやめし支店取引規定」を下記のとおり改定いたします。改定後の規定は、改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用されますので、あらかじめご了承ください。

１．改定内容

口座開設の申込方法の変更に伴い、下線部を追加・変更します。

改定前	改定後
第２条　取引の開始 １～４（省略） ５．第１条に規定する取引は、お客さまが本規定を承認し、当行所定の申込書に必要事項を記入し、当行所定の必要書類を添えてお申込みになり、当行がこれを受領し、承認した場合に開始できるものとします。 ６（省略）	第２条　取引の開始 １～４（省略） ５．第１条に規定する取引は、お客さまが本規定を承認し、お客さまのスマートフォンを使用し、当行所定の方法でお申し込みになり、当行がこれを受付し、承認した場合に開始できるものとします。 ６（省略）
第３条　お届印 １．当店と取引を開始する際には、第１条第１項の取引に使用する印章(以下、「お届印」といいます。）により印鑑を届出てください。印鑑はお客さまお一人につき１つのみお届けいただくものとし、当店における取引において共通とします。 ２．取引において、各種申込書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうえは、それらの書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。	第３条　印鑑の届出について １．当店と取引を開始する際に、印鑑の届出は行いません。総合口座開設後、改めて所定の手続きを行うことにより印鑑の届出を行うことができます。印鑑はお客さまお一人につき１つのみお届けいただくものとし、当店における取引において共通とします。 ２．印鑑の届出を受け付ける際には、当行は所定の方法により本人確認等を行います。 ３．取引において、各種申込書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうえは、それらの書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
第８条　通帳・証書・お取引明細書の扱い １（省略） ２．取引残高または取引明細は、〈中京〉ダイレクトねっと版を利用してお客さまご自身がお取引の都度、または一定期間毎にご確認ください。 ３～４（省略）	第８条　通帳・証書・お取引明細書の扱い １（省略） ２．取引残高または取引明細は、中京銀行アプリまたは〈中京〉ダイレクトねっと版を利用してお客さまご自身がお取引の都度、または一定期間毎にご確認ください。 ３～４（省略）
第 29 条　支店取引の解約等 １．お客さまが、総合口座を解約する場合には、同時に当店のその他全ての取引を解約するものとし、当店所定の解約請求書に届出の印章により、記名押印して、振込依頼書、ＩＣキャッシュカード、本人確認資料等当行所定の必要書類とともに当店へ提出してください。なお、普通預金口座または定期預金口座のみの解約はできません。〈中	第 29 条　支店取引の解約等 １．お客さまが、総合口座を解約する場合には、同時に当店のその他全ての取引を解約するものとし、当店所定の解約請求書に署名して、振込依頼書、ＩＣキャッシュカード、本人確認資料等当行所定の必要書類とともに当店へ提出してください。なお、普通預金口座または定期預金口座のみの解約はできません。〈中京〉ダイレクトねっと

京〉ダイレクトねっと版の代表口座となっている場合は、書面による届出をしていただくことなく、〈中京〉ダイレクトねっと版も解約扱いとさせていただきます。 2～5（省略）	版の代表口座となっている場合は、書面による届出をしていただくことなく、〈中京〉ダイレクトねっと版も解約扱いとさせていただきます。 2～5（省略）
第 32 条　規定の準用 １．当店との取引において、本規定に定めのない事項については、中京総合口座規定、普通預金規定、〈中京〉ダイレクトねっと版利用規定、中京キャッシュカード規定、当行が定めた各種定期預金規定、中京振込規定等の各条項および当行の手続き、取引慣例等により取り扱うものとします。 2～3（省略）	第 32 条　規定の準用 １．当店との取引において、本規定に定めのない事項については、中京総合口座規定、普通預金規定、WEB 等からの口座開設に係る特約、〈中京〉ダイレクトねっと版利用規定、中京キャッシュカード規定、当行が定めた各種定期預金規定、中京振込規定等の各条項および当行の手続き、取引慣例等により取り扱うものとします。 2～3（省略）

２．適用開始日
　　2021 年 8 月 31 日（火）

以上